

り かい きょうかん もと
理解と共感に基づくいきいきとした

た ぶん か きょうせいしゃかい じつげん
多文化共生社会の実現へ

こくさいきょうりょくかいぎ だい き さいしゅうほうこく
NGOかながわ国際協力会議(第6期)最終報告

へいせい ねん がつ
2010 (平成22) 年10月

ねん がつ にち
2010年10月27日

かながわけんちじ まつざわしげふみ さま
神奈川県知事 松沢成文 様

こくさいきょうりょくかいぎ
NGOかながわ国際協力会議
いいんちよう まるたに しづ こ
委員長 丸谷 士都子

こくさいきょうりょくかいぎ だい き さいしゅうほうこく
NGOかながわ国際協力会議（第6期）最終報告について

だい き はじ ねん せかいどうじふきよう お こくない よわ たちば ひと じゅうきよ
第6期が始まった2008年、世界同時不況が起り、国内でも弱い立場にある人たちが職や住居
うしな こんなん じょうきよう おちい けいざい とみ ちくせき おお
を失い、困難な状況に陥りました。グローバル経済によってもたらされた富の蓄積は、より多く
ひと たちにとつて ゆた しゃかい つく だ ひんぶ さ う だ けいざい
の人たちにとって豊かな社会を作り出すどころか、ますます貧富の差を生み出しています。経済
ゆうせん のしくみから 転じて、ひと とが あんしん ころゆた せいかつ おく しゃかい しみん ちから
優先のしくみから転じて、人びとが安心して心豊かな生活を送ることができる社会を市民の力で
つく だ いていよう ひつよう
作り出すことがこれまで以上に必要とされています。

けんない おお ねん せかいどうじふきよう こくさいきょうりょく ぶん や がいこくせきけんみんしえん ぶん や
県内には多くのNGO・NPOが国際交流・国際協力の分野および外国籍県民支援の分野で
かつどう しています。しかし、げきどう しゃかい において 複雑化する 地域の課題を解決するには、もはやこ
れらの だんたい のみ の力では たいおう できない 状況 になっています。NGO・NPOがより 働きやすい
かんきよう つく とうじしゃ ちゅうしん す げんばけいけん も じんざい かつよう げんじつ そく うご
環境を作るとともに、当事者を 中心に 据え、現場経験を持つ人材を活用し、より現実に則した動き
つく いていよう ひつよう ぎょうせい れんけい きょうどう ふ かけつ
を作っていくことが必要です。そのためには、行政との連携、協働が不可欠となります。

だい き こくさいきょうりょくかいぎ かながわけんちじ いしよく う けん こくさいせいさく けん
第6期NGOかながわ国際協力会議は、神奈川県知事の委嘱を受け、県の国際政策や県とNG
Oとの うれい かん することなどを ぎょうぎ ねん がつ ねんかん かい かいぎ かい
の連携に関することなどを協議するため、2008年11月から2年間にわたって12回の会議と4回
よ び かいぎ かいさい ていげん こくさいきょうりょく がいこくせきけんみんしえん おこな さまさま ぶん や
の予備会議を開催して提言をまとめました。国際協力や外国籍県民支援を行っている様々な分野
のNGO・NPOの ひと たちが いいん とうぎ として おこな きました。あしもと こくさいか きんきゅうかだい
のNGO・NPOの人たちが委員となり、討議をおこなってきました。足下の国際化を緊急課題と
い ち げんば こえ ほんえい せつきよくてき さんか きょうどう きほん
位置づけ、そこに現場の声を反映させ、NGO・NPOの積極的な参加と協働を基本においたこ
とが今期の提言の特徴です。

かつどう はいけい まな はじ だい き だい き ていげん しさくか ぶんせき
それぞれの活動の背景を学ぶことから始め、第1期から第5期までの提言の施策化を分析し、
じつげん たいさく けんとう ともに、か こ 過去のNGOかながわ国際協力会議の委員長を招き、
その けいけん きょうゆう 経験を共有しました。また、かだい たい きょうつうにんしき え かながわ こくさいこうりゅうだん
ブラジル人学校、定時制高校などの見学と聞き取りを行い、さらに、がいこくせきけんみん かいぎ
外国籍県民かながわ会議と
ごうどうかいぎ ひら いけんこうかん ねん がつ かいぎ かいさい ひろ けんみん かがた
の合同会議を開き、意見交換をしました。2010年2月には、オープン会議を開催し、広く県民の方々
から 意見 をいただき、提言に反映させました。

このたび、だい き にんきまんりよう ともな での だい き かいぎ かいさい かいさい かいさい かいさい
このたび、第6期の任期満了に伴い、これまでの協議結果を知事への提言としてとりまとめま
した。誰も が あんしん して暮らせる、「世界に開かれたかながわ」を実現するため、私たちの提言に対し
て、じゅうぶん り かい いただき、しさくか む じんりよくたまわ ころ ねが もう
充分にご理解いただき、施策化に向けご尽力賜りますよう、心からお願い申し上げます。

もくじ
目次

NGOかながわ国際協力会議(第6期)最終報告について 1

もくじ
目次 2

I 知事への提言 3

1 基本的視点 3

2 提言項目一覧 6

3 提言

(1) 外国籍県民の生活の問題

提言1 公営住宅入居のサポート 8

提言2 民間賃貸住宅のガイドラインについて 9

提言3 医療通訳派遣システムのさらなる充実と地域への普及 11

提言4 多文化ソーシャルワーカー養成の充実とそのしくみ作り 12

(2) 外国につながる子どもたちの学びの場

提言5 外国につながる子どもたちの自らの文化と言葉の継承について 15

提言6 義務教育を過ぎた年齢の外国につながる子どもたちの学びの場の確保 16

(3) 自立に向けた日本語学習の支援

提言7 外国籍県民の日本語学習の場の確保 20

提言8 日本語ボランティア活動の将来に向け、大学生の活用と養成講座の開講 21

(4) 多文化共生や世界とつながる市民の意識を育てる教育の充実について

提言9 「国際言語文化アカデミア」を活かした、県民と協働する多文化共生事業 23

提言10 国際理解教育推進員(コーディネーター)の配置 25

(5) NGO・NPO活動支援

提言11 市民団体の活動支援のための、寄附による県民ファンドの創設 27

II 提言以外に協議された事項 30

III 会議・活動状況 31

IV 参考資料

1 県内外外国人登録者数及び推移 34

2 NGOかながわ国際協力会議設置要綱 37

3 NGOかながわ国際協力会議運営要領 39

4 NGOかながわ国際協力会議傍聴要領 41

V 委員名簿 42

I 知事への提言

1 基本的視点

NGO かながわ国際協力会議は第1期が始まった時から12年が経過しました。県の国際政策や県とNGOの協働などについて、それぞれの時代に沿った重要課題の解決に向けての提言が出されてきました。すべてが具体的な施策に直接結びつくわけではありませんが、神奈川県国際政策により方向性を与えるものであることを確信しています。

12年経つと世界の情勢も神奈川の状況にも変化があります。第1期の時点では11万6千人であった外国籍県民の数は、現在17万5千人を超えるようになりました。第6期は2008年10月にスタートしましたが、丁度リーマンショックの直後であり、世界的な経済危機が始まっていました。日本では、派遣会社を通して雇用されていた非正規労働者が大量に解雇され、外国人労働者の多くに厳しい生活が課されました。しかし、課題はニューカマーに限らず、戦前から日本に住む韓国・朝鮮、中国系の県民たちも未だ多くの課題を抱えています。今期は主に外国籍県民の生活や教育における問題に対応する施策について討議し、次の視点を重要としました。

○ 様々な文化を持つ県民が育む豊かな社会

神奈川県の魅力のひとつとして、「豊かな国際性」があげられています。多彩な文化背景の人たちを受け入れることで、県民は多様な考え方を知り、国際的視野を広め、より魅力的な社会を創造することができます。そのためには、外国籍県民が安心して暮らすことができる行政のしくみが必要となります。

○ 権利の保障

外国籍県民が人種、皮膚の色、言語などによる差別を受けることがあってはなりません。世界人権宣言にも謳われているとおり、「すべての人は衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利」を持っています。

また、すべての子どもたちには教育を受ける権利があり、外国籍児童生徒は、日本の子どもたちと同等の教育を受ける権利を保障されなくてはなりません。さらに、自分の文化に誇りを持ち、家族とのコミュニケーションを保つため、母語の教育にも配慮する必要があります。

○ 当事者の参加

県が2025年を展望し策定した「神奈川力構想」の政策展開の基本に据える視点には、「外国籍県民などが個性と能力を発揮できるようなくらしやすい環境を整備するなど、多文化共生の地域社会を進めます。また地域からの国際交流・協力を推進します。」と述べられています。多文化共生に関する事業に対し、外国籍県民が計画から実施まで関わることにより、より現実に即した効果的な事業をおこなうことが可能になり、彼ら・彼女

ら自身も社会での役割を担っているという自信につながります。

○ 行政の積極的な関わり、NGO・NPO、市民、企業、大学など広い分野の人たちとの協働

NGOかながわ国際協力会議と外国籍県民かながわ会議の提言によって始まった外国人住宅支援や医療通訳派遣システムの協働事業は、多くの経験の蓄積から専門家を作りだし、そのノウハウは神奈川モデルとして定着してきました。しかし、利用者が増え、外国籍県民の課題が複雑化・多様化する現在、課題に対する神奈川県職員の十分な理解と、より積極的な関わりが必要とされます。

また、地域ごとの市民団体、学校、企業など、様々な人たちとの理解とともに、連携・協働を進めていくことが重要と考えます。

以上の基本的視点から、次の5つのテーマ、11の提言をまとめました。

(1) 外国籍県民の生活の問題

日本のことばや習慣に慣れていない外国籍県民が住む場所を得たり、医療を受けることは大きな困難を伴います。しかし、現在のシステムは十分ではなく、改善が必要です。外国籍県民の抱える問題は多様化し、相談窓口だけの対応では難しくなっているのが現状です。多文化ソーシャルワーカーの養成と活用が切実に求められています。(提言1～4)

(2) 外国につながる子どもたちの学びの場

外国から来た全ての子どもたちの教育は保障されていなくてはならないはずが、現状は差別や経済状況、支援の不足から、教育を受けられない子どもたちが増えています。また、外国につながる子どもたちが自分の文化を否定するのではなく、誇りを持ち、将来への夢を持って生きていけるような社会を創っていかなくてはなりません。今期は母語教室と学齢期をすぎた子どもたちの居場所の検討を提言に入れました。(提言5、6)

(3) 自立に向けた日本語学習の支援

外国籍県民が仕事を、社会参加するためには、日本語の習得が必要となります。増え続ける日本語学習支援希望者に対し、よりの確かな指導を行っていくためには、場所の確保が必要です。ボランティアに任せるだけではなく、行政側の役割が求められます。若い世代に多文化理解を進め、担い手を育てていくためには、地域や大学との連携も必要とされます。(提言7、8)

(4) 多文化共生や世界とつながる市民の意識を育てる教育の充実について

支援活動を行うだけでは解決しない問題があります。それは、外国籍県民に対する受け入れ側の意識の問題です。同じ地域に住む県民が外国につながる人たちを受け入れ、それぞれの文化や考え方を理解し、背景となる世界の構造を知ることが、誰でも安心して暮らせる神奈川につながります。多文化教育、国際理解教育の実践者の養成と学校現場での実施促進を提言に盛り込みました。(提言9、10)

(5) NGO・NPO活動支援

NGO・NPOなど、多くの市民団体が県内の様々な分野のニーズに対応しています。しかし、多くの団体の人的・財政的基盤は十分ではなく、的確な対応が難しくなっています。これらの団体がより質の高い活動をするために、寄附による県民ファンドの創設を提言します。(提言11)

「NGO」の定義について ～NGOかながわ国際協力会議の協議の前提として～

NGOとは、英語のNon-Governmental Organizationの略で、もともとは国連が政府以外の民間団体との関係において使用していたことばですが、現在では一般に広く使用されています。

私たちは、協議の前提となるNGOについて、この会議の設置趣旨を踏まえ、国際交流、国際協力、地域の国際化、平和などの分野で活動する団体と考えました。

また、地球的な規模で活動する団体だけでなく、ボランティア活動を行う特定非営利活動法人(NPO法人)及び、法人格を持たない市民活動団体やボランティアグループのように地域で活動する団体も含めて考えることにしました。

2 ていげんこうもくいちらん
提言項目一覧

(1) がいこくせきけんみん せいかつ もんだい
外国籍県民の生活の問題

ていげん こうえいじゅうたくにゆうきよ
提言1 公営住宅入居のサポート

にほんご ぼご じゅうみん たい けんえいじゅうたく こうえいじゅうたくにゆうきよ かん
日本語を母語としない住民に対し、県営住宅をはじめとする公営住宅入居に関する
じょうほう たげんご じゅうじつ
情報の多言語サービスを充実させる。

ていげん みんかんちんたいじゅうたく
提言2 民間賃貸住宅のガイドラインについて

かながわけん みんかんちんたいじゅうたく ぼうし ちんたいじゅうたく ぼうし
神奈川県は、民間賃貸住宅のトラブル防止のための賃貸住宅トラブル防止ガイドライン
さくせい
を作成する。

ていげん いりょうつうやくはけん じゅうじつ ちいき ふきゅう
提言3 医療通訳派遣システムのさらなる充実と地域への普及

かながわけん いりょうつうやくはけん じぎょう ひろ ちいき ふきゅう しちょうそん きょうりよく
神奈川県は、医療通訳派遣システムのより広い地域への普及のため、市町村の協力
え しきん じんざい こうほうかつどうとう かだい と く じゅうじつ
を得ながら、資金・人材・広報活動等の課題に取り組み、システムを充実させる。

ていげん たぶんか ようせい じゅうじつ づく
提言4 多文化ソーシャルワーカー養成の充実とそのしくみ作り

かながわけん がいこくせきけんみん かか さまざま もんだい たいおう たぶんか
神奈川県は、外国籍県民が抱える様々な問題に対応するため、多文化ソーシャルワーカー
いくせい けいぞく じゅうじつ たぶんか づく がいこくせき
の育成を継続し、充実させる。さらに、多文化ソーシャルワークのしくみを作り、外国籍
けんみん ふく になて ちいかくほ おこな
県民も含めた担い手の地位確保を行う。

(2) がいこく こ まな ば
外国につながる子どもたちの学びの場

ていげん がいこく こ みずか ぶんか ことば けいしやう
提言5 外国につながる子どもたちの自らの文化と言葉の継承について

がいこく こ みずか ぶんか ことば まな ほこ も
外国につながる子どもたちが自らの文化、言葉を学ぶことにより、いきいきと誇りを持つ
い ば かくほ じっこう けんとうかい そしき
て生きられるよう、その場を確保し、これを実行するための検討会を組織する。

ていげん ぎむきょういく す ねんれい がいこく こ まな ば かくほ
提言6 義務教育を過ぎた年齢の外国につながる子どもたちの学びの場の確保

にほんご ぼご さい こ せんもんてき ちしき ぎじゅつ も しどうしゃ
日本語を母語としない 15～18歳の子どもたちが、専門的な知識と技術を持った指導者か
ら にほんご きょうか まな ぼご ほ じ しんちやう ば つく けんとういんかい せっち
日本語や教科を学び、かつ母語保持・伸長できる場を作るための検討委員会を設置す
る。

(3) 自立に向けた日本語学習の支援

提言7 外国籍県民の日本語学習の場の確保

外国籍県民の日本語学習の場の確保のため、神奈川県国際課、神奈川県教育委員会は、積極的に市町村の国際課もしくは、それに相当する部署と日本語学習支援に関する連絡協議会（連絡会）を作り、その連絡網を通じ、県の施設はもとより、県内の全市町村が所有する施設の開放および優先利用を県から市町村へ働きかける。

提言8 日本語ボランティア活動の将来に向け、大学生の活用と養成講座の開講

神奈川県内の「日本語教員養成課程」で学ぶ大学生が専門的知識を実践する場として、「日本語ボランティア団体」のシステムを作る。また、県は各大学に働きかけ、「日本語教員養成課程連絡会（仮称）」を積極的に組織化する。

さらに、勤労市民がボランティアに参加できるよう、夜間および土、日曜日に「日本語ボランティア養成講座」を開講し、多くの日本語指導者を養成する。

(4) 多文化共生や世界とつながる市民の意識を育てる教育の充実について

提言9 「国際言語文化アカデミア」を活かした、県民と協働する多文化共生事業

「国際言語文化アカデミア」に、学識者だけでなく、外国籍県民や外国籍県民支援・国際理解／開発教育を行っているNGO・NPOなど様々な人で構成される共同検討会を作り、事業計画に反映させる。

講座や研修の講師に外国籍県民、NGO・NPOなどの人材を活用する。

提言10 国際理解教育推進員（コーディネーター）の配置

国際理解教育の相談窓口として教育研修センターおよび教育委員会等、現場の教員と近い位置に国際理解教育の相談窓口として国際理解教育推進員を配置する。

(5) NGO・NPO活動支援

提言11 市民団体の活動支援のための、寄附による県民ファンドの創設

公共の担い手としてのNGO・NPOなど、市民団体を支援するために、市民参加によるファンドを創設する。

3 ていげん 提言

(1) がいこくせきけんみん せいかつ もんだい 外国籍県民の生活の問題

● こうえいじゆうたく 公営住宅について

ていげん しゅし 〈提言の趣旨〉

ていじゆう えいじゆう みと がいこくせきじゆうみん さべつ こうえいじゆうたく にゆうきよ みと
定住、永住が認められる外国籍住民はなんら差別なく公営住宅への入居が認められている。
にゆうきよじょうほう にゆうきよもうしこみしょ にほんご さくせい げんいん にほんご よか
しかし入居情報や入居申込書が日本語でのみ作成されていることが原因で、日本語の読み書き
ができない外国籍住民や日本国籍でありながら母語が日本語でない人たちには、入居情報の
にゆうしゅ もう こ とうらくけつか にゆうしゅ とうせんご てつづ にゆうきよご せいかつじょうほう にゆうしゅ こんなん
入手、申し込み、当落結果の入手、当選後の手続き、入居後の生活情報の入手などが困難な
じょうきょう
状況である。

このような問題を解決するために次のようなことを提言する。

ていげん こうえいじゆうたくにゆうきよ 提言1 公営住宅入居のサポート

にほんご ぼご じゆうみん たい けんえいじゆうたく こうえいじゆうたくにゆうきよ かん
日本語を母語としない住民に対し、県営住宅をはじめとする公営住宅入居に関する
じょうほう たげんご じゆうじつ
情報の多言語サービスを充実させる。

りゆう はいけい 〈理由・背景〉

- かながわけんない たふけん ひかくてき はや かながわけんえいじゆうたく ねん よこはましえい ねん
神奈川県内では、他府県より比較的早くから（神奈川県営住宅は1965年、横浜市営は1974年、
かわさきしえい ねん がいこくせきじゆうみん こうえいじゆうたくにゆうきよ みと がいこくせきじゆうみん じゆうきよもんだいかいけつ
川崎市営は1975年に）外国籍住民の公営住宅入居が認められ、外国籍住民の住居問題解決へ
おお きよ がいこくせきじゆうみん こうえいじゆうたく にゆうきよ みと しゅ
大きく寄与してきた。外国籍住民の公営住宅への入居が認められるようになったのは、主と
ざいにちかんこく ちょうせんじん かきょう ぜんてい せんご なが あいだこうえいじゆうたく にゆうきよ みと
して在日韓国・朝鮮人、華僑が前提であった。戦後、長い間公営住宅への入居が認められな
ひかくてきにほんご ふじゆう ない
かったオールドカマーたちは比較的日本語に不自由しなかったか、コミュニティ内でのサポ
もと にゆうきよしんせい にほんご きくせい と た もんだい
ートを求めやすかったことから、入居申請が日本語で作成されていても取り立てて問題はなかつ
た。

ねんだいこう
1980年代以降、いわゆるニューカマー外国人がおお かのじよ ざいにちかんこく ちょうせん
かきょう とにち じだいてきはいけい こと にほんしゃかい じゅんのうど おお こと
華僑とは渡日の時代的背景が異なり日本社会への順応度も大きく異なる。

- こうえいじゆうたく きぼう がいこくせきじゆうみん こくせき たようか まんせいてきけいざいふきょう ていじゆうか
公営住宅を希望する外国籍住民の国籍が多様化しているばかりか、慢性的経済不況と定住化
すす なか がいこくせきじゆうみん こうえいじゆうたく にゆうきよきぼうしや ひ ひ ぞうか いっぽう ほんらい
が進む中で、外国籍住民の公営住宅への入居希望者は日に日に増加する一方である。本来、
こうえいじゆうたく じゆうたく こま ていしよとくしや たい じゆうきよ ていきょう ていじゆう
公営住宅は、住宅に困っている低所得者に対して住居を提供するためのものである。定住、
えいじゆうしかく も がいこくせきじゆうみん なか がいとろ ひと こ む
永住資格を持つ外国籍住民の中にもこれに該当する人たちがおり、申し込みやその後の手続き
おこな さい てつづ ほうほう ふりえき こうむ
などを行う際、ことばや手続き方法がわからないため、不利益を蒙るようなことがおきている。
じゆうたく にゆうきよしんせい じむれんらく とうらく し ちゆうせんご せつめいかい すべ にほんご
これらの住宅への入居申請や、事務連絡、当落のお知らせ、抽選後の説明会などは全て日本語
おこな たんとぶしょ かながわけんこうきょうじゆうたくか かながわけんじゆうたくきょうきゅうこうしや しちようせん たんと
で行われ、この担当部署である神奈川県公共住宅課や神奈川県住宅供給公社、市町村の担当
ぶしよ しちようせんじゆうたくきょうきゅうこうしや たげん ごたいせい せいび かん と ぶ
部署、市町村住宅供給公社などでは多言語体制が整備されておらず、これに関する問い合
ほうじん がいこくじん がいこくせきじゆうみんしえん だんたい
せやサポートは、NPO法人かながわ外国人すまいサポートセンターなど外国籍住民支援団体

もちこ しんせいしよきにゆう もと だんたいかつどうきのう
 に持ち込まれるばかりか、申請書記入などのサポートを求められ、団体活動機能がストップし
 てしまうような状況が続いている。

- 本名が日本名である中南米日系人や、日本国籍ではあるが、日本語に不自由な中国帰国者や
 帰化した人たちも少なくない。過去に、彼ら・彼女らにお知らせや督促などが日本語で送られて
 も内容がわからず起訴されたケースもあった。また、近隣とのトラブル、DV被害者から公営
 住宅への入居希望などの相談も少なくないが、それらのほとんどは役所や担当窓口で十分
 に対応できていない。衣食住という人間生活の基本である権利が保証されるためには少なくとも
 も公営住宅入居に関するすべての情報提供や案内は、多言語化およびやさしい日本語にする
 べきであり、窓口や問い合わせに対しても多言語対応が必須とされるべきであると考える。

- 2001年神奈川県が外国籍住民入居支援制度を実施し、NPO法人かながわ外国人すまいサポ
 ートセンターの活動が開始されることにより、不動産業者や家主の意識が少なからぬ変化を
 見せるようになり、外国籍住民の民間賃貸住宅への入居状況は大きく変化した。しかし、
 入居において差別がないとされていた公営住宅の入居サービスが時代的要求に答えられて
 おらず、外国人など日本語を母語としない人たちの入居において新たなハードルを設ける結果
 となってしまう。

じっし 実施イメージ

- 神奈川県と市町村の公営住宅担当部署、県内の住宅供給公社は、公営住宅申請経験の
 ある外国籍住民や支援団体などへのヒアリングなどを通し、現状を把握する。
- 調査、現状把握に基づき、多言語（やさしい日本語）情報提供、申請書作成、当落案内、
 入居説明、手続き、入居後のサポートなどに関して、専門的なNGO・NPOなどの外国人
 支援団体や市民団体などに各担当部署、機関が正式に事業委託し、公営住宅に関わる多言語
 サポートをより総合的に行う。
- 外国籍住民（母語を日本語としない人たち）への公営住宅入居サービスを充実させるた
 めにはNPOとの連携が必須であり、全ての委託事業に予算をつけて実施する。

● 民間賃貸住宅について

ていげん しゅし 〈提言の趣旨〉

日本人、外国人を問わず、賃貸住宅をめぐる不動産業者と借主の間のトラブルが増え続けている。このトラブルの原因は、慣習に基づく日本特有の賃貸契約や制度への正しい理解ができていないことはもちろんのこと、一部の不動産業者、仲介業者が、借主が外国人だということを理由にしきん れいきん てすりよう ないよう じゅうようじこう かん くわ せつめい おこた かりぬしじしん にほんご 敷金、礼金、手数料などの内容や重要事項に関する詳しい説明を怠ったり、借主自身が日本語をあまり理解していないことを悪用し、高い敷金を設定し、退去時に敷金の返還をしないなどがあげられる。公共の宅建相談、法律相談などの窓口だけでなく、NPO法人かながわ外国人すまいサポートセンターへも、敷金トラブルの相談が持ち込まれている。このような現状を改善するため、次の取り組みを提言したい。

提言2 民間賃貸住宅のガイドラインについて

神奈川県は、民間賃貸住宅のトラブル防止のための賃貸住宅トラブル防止ガイドラインを作成する。

〈理由・背景〉

- 日本の賃貸契約は、古い慣習に基づくもので、法が整備されているわけではない。家主や不動産業者、仲介業者の多くは良心的で説明責任を十分に果たすよう心がけているが、外国から移住してきた人たちにとって日本の慣習などを含め賃貸契約方法を理解することはむずかしいといえる。
- また、法による規制がないことから、これを利用し、立場の弱い者を意図的にだまし、法外な敷金を徴収し、退去時において返還しない業者も少なくない。このようなことは、外国籍住民のみならず障害者、高齢者、ひとり親家庭など弱い立場にいる人たちの身の上にも起きている。
- 敷金トラブルの解決法としては、少額訴訟（※1）など法的な措置がとられれば大方借主の言い分が通るようになっていくが、外国籍住民の多くはこのような方法があることすら知らない。契約に対し法の規制がないことは、借主ばかりか不動産業者や家主にとっても不安なことである。また、それぞれが賃貸に関する正しい知識、認識を持つことが困難な状況である。
- 契約に必要な言葉、契約に至るまでの順序、退去時にしなければならないことなどをマニュアル化し、だれもが安心して入退去できることで、安心して生活できるよう、民間賃貸住宅のトラブル防止のためのガイドラインを作成する必要があると考える。また、これによりトラブルを未然に防ぐことが可能になる。

※ 1 少額訴訟

簡易裁判所において、30万円以下の金銭支払い請求の民事事件を、原則として1回の審理で直ちに判決を下す手続き。1996年の改正民事訴訟法で新設。

実施イメージ

神奈川県の担当部署が不動産業者団体、高齢者支援団体、障害者支援団体、消費者団体、法曹関係者、NGO、自治体などに呼びかけ、これらの団体、関係機関と協力、協議し東京都実践されているような「民間賃貸住宅トラブル防止のためのガイドライン」の作成について検討する。

作成された「民間賃貸住宅トラブル防止のためのガイドライン」を多言語化し、日本語を母語としない県民たちに情報提供する。

いりょうつうやく

● 医療通訳について

ていげん しゅし

＜提言の趣旨＞

けんみん あんぜん あんしん せいかつ ほししょう いりょう たいせつ もんだい びょうき さい てきせつ
 県民の「安全で安心な生活」を保障するために、医療は大切な問題である。病気やケガの際、「適切
 えんかつ いりょう ひつようふかけつ にほんご ふじゅう がいこくせきけんみん たい どうよう ほししょう
 で円滑な医療」は必要不可欠であるが、これは日本語が不自由な外国籍県民に対しても同様に保障
 びょうじょう しょうさい ちりょうないよう ふくざつ せいど ことば かべ りかい
 されなければならない。病状の詳細や治療内容、複雑な制度などが「言葉の壁」により理解さ
 ごかい ほうち かい じたい いりょうきかん ふしん
 れないまま、または誤解されたまま放置されると、とり返しのつかない事態(医療機関への不信、
 びょうき あっか いりょうひ おおはば ぞうだいとう ほってん いりょうきかん ぎょうせい おお ふたん
 病気の悪化、医療費の大幅な増大等)に発展して、医療機関や行政にとっても大きな負担となって
 もんだい みぜん ふせ けんみん ぜいざん こうかてき つか ひつよう
 しまう。こうした問題を未然に防ぐのは県民の税金を効果的に使うためにも必要なことである。
 いりょうつうやく しんりょうじ じゅうぶん いしそつう かんじゃ いりょうきかん ひじょう
 「医療通訳」は診療時の十分な意思疎通のために、患者のみならず医療機関にとっても非常に
 じゅうよう せんざい
 重要な存在である。

ていげん
提言 3

いりょうつうやくはけん じゅうじつ ちいき ふきゅう
医療通訳派遣システムのさらなる充実と地域への普及

かながわけん いりょうつうやくはけん じぎょう ひろ ちいき ふきゅう しちようそん
 神奈川県は、医療通訳派遣システム事業のより広い地域への普及のため、市町村の
 きょうりょく え しきん じんざい こうほうかつどうとう かだい とく じゅうじつ
 協力を得ながら、資金・人材・広報活動等の課題に取り組み、システムを充実させ
 る。

りゆう はいけい
＜理由・背景＞

- かながわけん ほうじんたげんごしゃかい きょうどうじぎょう いりょう
 神奈川県とNPO法人多言語社会リソースかながわ（MICかながわ）との協働事業「医療
 つうやくはけん じぎょう しんらい きず ねんねんほってん ねんめ
 通訳派遣システム」事業は、信頼されるシステムを築きながら年々発展し8年目に入っている。
- かながわけん きず いりょうつうやくはけん じぎょう にほん はじ ところ ちゅうもく
 神奈川県が築いた「医療通訳派遣システム」事業は、日本で初めての試みとして注目されて
 ぜんこく おおくの都市からかんしんよ つうやくようせい こうざ こうしいらい つね
 いる。全国の多くの都市から関心が寄せられ、通訳養成などの講座への講師依頼が常にあり、
 おう こうし はけん かながわりょく
 それに応じて講師が派遣されている。すでに「神奈川力」のひとつともみなされている。
 はんめん けんない みちか し ちいき おお じゅうぶんゆうこう
 しかしその反面、県内では、身近にこのシステムが知られていない地域も多く、充分有効に
 りょう ひつよう ひつよう し ふあん し
 利用されているとは言えない。必要としながらもこのシステムを知らず不安のまま医療を受け
 がいこくせきけんみん おお いし かんじゃ びょうじょう ただ つた
 ている外国籍県民はまだ多い。また、医師から患者へ病状が正しく伝わっているかわか
 かんじゃ うった せいかく はあく ちりょう おこな いりょうきかん おお
 らないまま、あるいは患者の訴えを正確に把握しないまま治療を行っている医療機関も多いの
 げんじょう
 が現状である。
- じんざいめん しつ たか しんらい いりょうつうやくいくせい とく ちから そそ こくご どうしよ
 人材面では、質の高い、信頼される医療通訳育成には特に力が注がれている。10カ国語、当初
 ばい めい ねん がつ にちげんざい にほんじん がいこくじんつうやく とうろく
 の4倍、155名(2010年4月1日現在)の日本人および外国人通訳ボランティアが登録している。
 ねん かいこうぼ おこな かか つね ふそく もんだい かか
 しかし、年に1回公募を行っているにも関わらず、常に不足しているという問題を抱えてい
 る。
 とく べい べトナムご べトナムご べトナムご べトナムご べトナムご じんざいかくほ おずか じゅうよう
 特にラオス語・ベトナム語・カンボジア語・タガログ語・タイ語は、人材確保が難しく、需要

ぞう おう ばあい で
増に応じきれない場合も出てきている。

ボランティアでの対応、特に外国人通訳がボランティアとして活動することは大変に困難な
じょうたい げん ご なん かたち けん こよう ほしやう
状態であり、言語によっては何らかの形で県が雇用して保障することなどを含めて、確保し
かつよう つと ひつよう
活用することを努めることが必要とされている。

- 通訳ボランティアの地域性に偏りが見られ、遠方から派遣されることも少なくない。市町村の
きょうりやく え みちか ところ じんざい ようせい とうろく
協力を得て、より身近な所から人材を養成・登録することにより、きめ細やかな対応も可能
となる。さらに、県民が身近な地域で実施されている事業を知ることにより、共感し、充実
への取り組みを共有することにもつながる。
- 資金面では、神奈川県および市町村・医療機関・NPO法人M I Cかながわの三者が分担して
おり、それぞれにこれ以上の負担は大変困難な状況ではあるが、今後の事業の充実のため
には、財政面で行政が予算を増やすなどの支援が不可欠である。

じっし 実施イメージ

- 神奈川県が主体となって積極的に市町村にシステムへの協力を求め、広く広報活動を
おこな ちい き けんみん い と く
行い、あらゆる地域の県民に行きわたるよう取り組む。
- 県内の各地域にこのシステムの拠点(サテライト)をつくり、通訳養成・登録・派遣などの運営
を市町村が分担し、責任の一翼を任せて協力する。
- ボランティアとして対応することが困難な言語の通訳については、神奈川県が雇用などの
ほしやう ふく たいしよ かつよう
保障を含んだ対処をして活用する。

● 多文化ソーシャルワーカー（※2）について

ていげん しゅし 〈提言の趣旨〉

多文化ソーシャルワーカーに関する提言は、第4期にも出され実現化への取り組みは始まっているが、増加している外国籍県民の日常生活上で起こる問題が複雑・多様化している現状から、より一層の適切かつ迅速な対応が必要とされている。

多文化ソーシャルワーカーは、相談を受けた時点から問題が解決するまで、各関連部門と折衝
おこな けいぞくてき かか ひつよう せんもんせい ひつよう しごと たぶんか
を行いながら継続的に関わる必要があり、専門性が必要とされる仕事である。そのため、多文化
ソーシャルワーカーの養成とともに、様々な分野の専門家とうまく連携できる、多文化ソーシャ
ルワークのしくみを作ることが求められている。

※ 2 多文化ソーシャルワーカー

在住外国人が自国の文化と異なる環境で生活することによって生じる心理的・社会的問題に
たい そうだん かいけつ けいぞく しえん じんざい い ちしき ぎじゆつ た
対して相談から解決まで継続して支援する人材のことを言う。ソーシャルワークの知識や技術、他
せんもんきかん い かだい かか ほんにん かつてい がっこう
の専門機関などとのネットワークを活かし、課題を抱える本人だけでなく、家庭や学校、コミュ
ニティなどにも働きかけるなど包括的な支援を行う。

提言4 多文化ソーシャルワーカー養成の充実とそのしくみ作り

神奈川県は、外国籍県民が抱える様々な問題に対応するため、多文化ソーシャルワーカーの育成を継続し、充実させる。さらに、多文化ソーシャルワークのしくみを作り、外国籍県民も含めた担い手の地位確保を行う。

理由・背景

- 外国籍県民の数は増加しており、仕事や日本人との結婚、家族の呼び寄せなどで来日し、定住化するニューカマーが増えている。これにより、日本社会の一員として生活する上で生じる、家族の問題、子どもたちの教育の問題など、複雑で多様な問題が深刻化している。
- 自治体や国際交流協会の外国人相談窓口は増えてきた。しかし、ほとんどが生活情報提供を中心としているため、外国籍県民の複雑な家族問題に対しての継続的な支援が可能な体制とはなっていない。情報提供に加え、様々な問題に対応できる支援者の育成とその支援者を活用するしくみ作りが今緊急に求められている。
- また、県下のNGO・NPO、支援団体等がそれぞれ医療、福祉、教育、就職、住居、在留資格などの問題を抱える外国籍県民や、日本語を母語としない住民に応急処置的に対応しているが、大局的にその間を橋渡しして適切な処置ができる多文化ソーシャルワーカーは極めて少ない。
- 多文化ソーシャルワーカーの役割を果たしているのは、多くの個人や支援団体であり、ほとんどがボランティアによって行われている。活動内容が重要かつ深刻であるにもかかわらず、ボランティア主体で行うには限界がある。
- 神奈川県では外国籍県民かながわ会議、NGOかながわ国際協力会議の提言などを受け、多文化ソーシャルワーク実践者講座を実施してきた。これは、主に外国人支援をしてきたボランティアや関係機関の人たちを対象とするもので、かながわ国際交流財団に委託した「多文化ソーシャルワーカー養成検討事業」の報告結果をもとに、神奈川県が実施しているものである。この講座は多文化共生の意識や姿勢を広く育てるのに効果的であり、関係機関、支援団体、専門職の人たちがより深い知識・スキル・価値観を身につけることにより、相談事業の協力体制を強化することができる。今後もさらに充実した講座を継続する必要がある。
- 県内の国際課や関連部署全体で外国籍県民の問題に関心を示し、「多文化ソーシャルワーク」の必要性を理解し、支えていく必要がある。

実施イメージ

- 多文化ソーシャルワーク実践者講座受講者に、NGOや相談窓口などの現場体験を組み入れ、座学では学べない現状の中から学ぶ機会を設け、より専門的で熱意のある多文化ソーシャルワークの実践者の育成を目指す。
- すでに取り組みが始まった国際言語文化アカデミアのほか、大学、高校等に働きかけ、多文化ソーシャルワーカー講座を設け、サービスラーニング・システム(※3)を利用し、人材育成を進める。
- 安定した雇用体制のもと、外国籍県民相談窓口が多文化ソーシャルワーカーを配置し、多部門との連携が必要な相談に対し、解決まで継続して支援できるしくみを作る。全体を把握するコーディネーターの下、相談者を地域で支える外国籍県民やNGOによるサポートグループを置き、きめ細やかな対応により、問題を迅速に解決する。
- 神奈川県が多文化ソーシャルワークのしくみ作りと並行して、市町村にも同様のしくみを作り、地域ごとに対応ができるように促進する。
- 多文化ソーシャルワークに関わる人材として、日本の社会を知り、外国籍の人たちの気持ち理解できる外国籍県民の活躍が重要である。当事者が自分の文化や言語、能力を生かし「多文化ソーシャルワーカー」として身分を保証され、安定した生活をする事が可能になれば、後に続く外国人たちにとっても励みになる。

※ 3 サービスラーニング・システム

学校で学んだ知識や技能を、地域社会の中の課題を解決するために行なわれている活動に参加することで活かし、市民としての責任や役割を学ぶことを目的とした教育方法。

(2) 外国につながる子どもたちの学びの場

● 自らの文化と言葉の継承について

提言5 外国につながる子どもたちの自らの文化と言葉の継承について

外国につながる子どもたちが自らの文化、言葉を学ぶことにより、いきいきと誇りを持って生きられるよう、その場を確保し、これを実行するための検討会を組織する。

〈理由・背景〉

- 戦前から日本に住む多くの在日韓国・朝鮮人や中国人の中には、子どもたちを日本の文化に溶け込ませ、日本の文化や言葉になじませることにより、住民としての地位を確保しようとする人たちが少なくなかった。経済的、社会的地位の獲得にある程度成功した例もあるが、自らの文化に誇りや自信を持ってない例が多く見られる。
- また、母語、母国語、継承語(※4)(以下母語)などの言葉や母文化を学ぶ機会を逃し自分自身への誇りを持つことができないため、両親を尊敬できなくなり、家族間のジェネレーションギャップのみならず、カルチャーギャップを乗り越えることができず、家庭内のトラブルが社会的なトラブルや非行、犯罪などへと繋がってゆくケースも少なくなかった。
- このようなことは、1980年代以降急増したインドシナ難民や中南米、アジア地域などからのニューカマーの子どもたちにおいても同じような現象をみることができる。現在、神奈川県内では外国籍の子どもたちに対する多様な支援活動がおこなわれているが、主として日本語支援、学習支援にとどまる場合が多く、子どもたち一人ひとりの心の問題につながる母語、母文化支援が十分だとは言いがたい。
- また、オールドカマーの場合も母語、母文化教育を進めるため自助努力で学校運営に力を入れる一方、母語教室や多様な文化教室などを開いてきた。しかし、これらはほとんどが学校外の活動であり、外国につながる子どもたちやその保護者など、必要としている人たちに情報などが届きにくい状況である。
- このような現状を踏まえ、母語、母文化保持のための支援を充実させるよう第5期においても提言(提言4)したが、取り組みが進む兆しはない。
- 外国につながる子どもたちが自らの文化に誇りを持ち、母語に触れ自信を持てるようになることにより、多文化共生をめざす神奈川県の国際政策がはじめて真の意味を持つといえる。また、グローバルな人材育成を目指す神奈川県の施策にもつながるといえる。

※4 母語、母国語、継承語

母語：人が生まれて最初に習い覚えた言語。

母国語：祖国、国籍国の言語。

継承語：異言語環境に生活するものが親または、コミュニティで使う言語を継承し、使用する言語。

実施イメージ

- 神奈川県は、県内の母語、母文化支援をする団体をリスト化し、各団体がどのような意図を持ってどのような活動をしているか調査をする。
- 神奈川県国際課、(財) かながわ国際交流財団、神奈川県教育委員会をはじめ県内の教育委員会など神奈川県内ですでに活動してきた団体、NPO、個人、民族団体などが、調査結果を持って意見交換をした上で検討会を開き、継続的に母語、母文化を学ぶ場の確保と母語学級（仮称）などの制度化について話し合う。現在、民族団体、外国人学校（週末や長期の休みの間）などで行われている民族教室なども検討対象とし、当事者たちが実施している母語教室などとの連携についても協議する。
- 特に大阪市をはじめとする母語学級（民族学級）を実践している先駆的な自治体の取り組みに学び、神奈川の現状にあった取り組みを進める方向で話しあう。
- 教育委員会、国際課などが主管し、現在まで外国につながる子どもたちへの支援をしてきた実績のあるNGO、市民団体、支援者などが担い手となり、制度が経済的にも実践においてもボランティアや支援団体だけに負担をかけるようなことがないよう連携しながら実施する。
- 基本的に学校単位で母語学級（仮称）を設置することとし、場合によっては学校単位で言語ごとに教室を設置する。

● 外国につながる子どもたちの学びの場

＜提言の趣旨＞

親の都合で日本に移住した子どもたちの多くは、母国での教育を中断せざるを得なかったケースが多い。特に日本の義務教育の年齢を超えた子どもたちは高校への編入も難しく、希望しても学ぶことができない子どもが増えてきている。日本でも高校無償化が今年度より導入されているとおり、高校まで進学することが社会通念となっており、就職する時の条件ともなっている。このような子どもたちへの教育の保障は多文化共生社会の実現に不可欠である。様々な個人や団体がこれらの子どもたちへの権利保障のために力を注いできたが、私的な努力には限界がある。しがたって、NPOと県の協働で、学齢を過ぎた子どもたちの学習の場の確保のための検討委員会を設置することを提言する。

提言6 義務教育を過ぎた年齢の外国につながる子どもたちの学びの場の確保

日本語を母語としない15～18歳の子どもたちが、専門的な知識と技術を持った指導者から日本語や教科を学び、かつ母語保持・伸長できる場を作るための検討委員会を設置する。

〈理由・背景〉

- 学齢を過ぎた子ども、すなわち15～18歳の外国につながる子どもたちは、年齢的に中学校編入はほぼ不可能である。中には中学は卒業したが高校受験に失敗し、また、高校に入学しても勉強に付いていけずに中退し、行き場を失っている子どもたちが多くいる。
- 特に神奈川県では、中国で生まれ育った、日本語を母語としない子どもが来日するケースが増えている。また、インドシナ難民の呼び寄せ家族の子どもたちも全国で一番多く、鶴見地区や愛川町の工場で働く日系南米人の子どもたちも日本語の習得に困難を抱えている。「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成20年度）」（文部科学省 平成21年7月3日発表）では、神奈川県内で日本語指導が必要な外国人児童生徒は2,794人をかぞえ、愛知、静岡に次ぎ全国で3番目に多い。
- いわゆる言語習得の臨界期（※5）以前であれば、自然習得は可能であるが、14、5歳以降になるとそれは難しく、第二言語としての日本語の習得には相当な困難を伴う。しかも、学校では日本語指導のカリキュラムはできておらず、さらに、教科学習の内容も難しくなり、外国につながる子どもたちは二重の困難に直面し、苦しんでいる。同年齢の子どもと同じ学習言語能力を身につけるためには5～7年かかり、転入した中学校や地域のボランティア教室だけでは、この教科学習に十分対応することができない。結果として、不登学、不登校、高校中退という現象を生み、居場所がなくて非行や犯罪へと走ったりする事例が少なくない。社会に出ていくまでの期間が限られている彼ら・彼女らの教育は、地域のボランティア教室に任せるだけでなく、専門家が効率よく進めていく必要がある。
- 外国につながる子どもたちが母語力を保持・伸長したり、母文化の理解を深めたりすることは、家族間でのコミュニケーションや日本語の習得をする上で重要である。マイノリティの子どもたちにとっての母語は、それぞれのアイデンティティの確立やセルフエスティーム（※6）をもって自分らしく生きていくために必要不可欠なものであるにもかかわらず、それを保持・伸長するための機会や場所は現実にはほとんどない。よって、日本語学習の場が、彼ら・彼女らのふれあいの場の一つにもなる。
- 「定住外国人の子どもたちの教育等に関する政策懇談会の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント」（2010年5月19日発表）が実現されていけば、15歳以下の子どもへの支援は教育行政の下で徐々に改善されていくと思われる。しかし、義務教育年齢を過ぎてはいるが、社会に出て自立していくのには、まだ日本語能力や社会的・文化的知識が不十分である10代後半の

子どもたちに対しての制度的な学習権の保障や支援は全くない状況である。

- 2004年1月30日、日本政府は、「国連の子どもの権利委員会」(※7)より、「マイノリティの子どもたちの教育について不十分である」と勧告をうけている(※8)。この勧告に応えるためにも、行政はNPOなどと連携して、日本語を母語としない子どもたちへの差別ともとれる基本的な教育サービスの欠如を補い、是正する必要がある。

※ 5 臨界期

子どもの発達過程の中に、言語の習得がほかの時期に比べて容易になされる時期があるという理論。一般的に言語習得の臨界期は10~12歳ごろまでであると考えられている。(『はじめての日本語教育-基本用語辞典』より)

※ 6 セルフエスティーム

セルフエスティームとは、日本語で「自尊心」あるいは「自尊感情」と訳され、自己に対する感情、感覚を意味している。

※ 7 国連の子どもの権利委員会

子ども権利条約は、18歳になっていない人を子どもという。

※ 8 国連の「子どもの権利委員会の総括所見：日本(第2回)」で出された勧告

25. 委員会は、とくに女子、障害のある子ども、アメリカン、コリアン、部落、アイヌその他のマイノリティ、移住労働者の子どもならびに難民および庇護希望者の子どもに関して社会的差別と闘いつつ基本的サービスへのアクセスを確保するため、締約国が、とりわけ教育および意識啓発キャンペーンを通じて、あらゆる必要な積極的措置をとるよう勧告するものである。

じっし
実施イメージ

- ここで提言する学びの場は、日本ユネスコ協会連盟が進めている「ユネスコ世界寺子屋運動」(※9)をイメージしている。「社会的弱者を対象とした草の根の識字教育の普及」や「共に学び、共に生きる喜びを分かち合う協力」「コミュニティの直面する課題に対する自発的対応」という点で、「義務教育を過ぎた年齢の外国につながる子どもたちの学びの場の確保」と共通する。
- 検討委員会の目的は、多言語・多文化教育を実現するためのカリキュラムや学校運営方法を検討し、実施に向けた具体的計画案を作成することである。
- <多文化の寺子屋的な学びの場>を設置する検討委員会のメンバーは、神奈川県職員、神奈川県教育委員会、日本語教育の専門家、多文化社会における教育制度や教育行政の専門家と、母語での支援者(日本人とネイティブ)、元当事者として現在は研究または実践している若者、既卒者を長く支援してきたボランティア、定時制高校で指導にあたっている教員などの実務者・実践者で構成する。

- この委員会が検討し合う内容は、次の7点である。
- ① 学習内容、カリキュラム、シラバスなどの学校運営方法
 - ② 開校日時: 教科学習についていけない高校生の補習のフォローアップや、大学生のサービラーニング(ボランティア)も受け入れられるような時間帯に設定
 - ③ 人材: 多文化教育の研修を受けた退職教員(有償ボランティア)や、プロの日本語教師や母語話者の支援者、専門の事務員や統括するコーディネーターの雇用
 - ④ 保護者との連携・相談システム、ソーシャルワーカーの活用
 - ⑤ 母語教材(母語保持にも役立つ)やリライト教材の作成
 - ⑥ 候補地の選定: より多くの学習者が通い続けられる立地条件
 - ⑦ 県教育委員会との協働事業で行うことで、財政的な安定を図る
- 現在、多文化共生教育ネットワークかながわ(ME-net)の「たぶんかフリースクールよこはま」で行われているような事例をモデルとして、より多くの地域で“寺子屋的”学びの場を作り、行政、地域、大学、NPO等と連携を取りながら実施していく。

※ 9 ユネスコ世界寺子屋運動 The World Terakoya Movement

日本ユネスコ協会連盟が1989年に「ユネスコ世界寺子屋運動」として開始した「識字運動」。公教育を受けられなかった、または現在受けられない子どもたちのためにノンフォーマル教育(公教育外の学習の機会)を提供することで、貧困の連鎖を断ち切り、すべての人への教育を保障し、平和の礎を築くことを目的にしている。(「寺子屋」は、近世の日本で、庶民のイニシアティブによる庶民のための民衆学習形態で、個人的社会的人間形成をめざした。)

(3) 自立に向けた日本語学習の支援

● 日本語学習の場の確保

<提言の趣旨>

神奈川県内に居住する外国籍県民の数は毎年増加し、その数は今や地方の県庁所在地の人口にも匹敵する。少子化を迎えている我が国にとって、今後も外国籍県民の増加は避けて通ることはできない。そして、神奈川県民として、確実に根を生やし、生活基盤を築いている。しかし、多くの外国籍県民にとって現在の神奈川県はほんとうに住みやすいところかは疑問である。県内には、彼ら・彼女ら外国籍県民が大きな労働力となっている企業が数多くある。彼ら・彼女らが自立し、その家族が安定した日常生活や学校生活をおくるために、まず超えなければならないのが「日本語」の習得である。日本語力を生かしてこそ、自立への道も大きく広がる。また安定した生活を得ることで、初めて多文化共生も可能になる。そのための支援となる方法を提言する。

提言7 外国籍県民の日本語学習の場の確保

外国籍県民の日本語学習の場の確保のため、神奈川県国際課、神奈川県教育委員会は積極的に市町村の国際課もしくは、それに相当する部署と日本語学習支援に関する連絡協議会（連絡会）を作り、その連絡網を通じ、県の施設はもとより、県内の全市町村が所有する施設の開放および優先利用を県から市町村へ働きかける。

<理由・背景>

- 外国籍県民の多くは安定した生活確保のため、日本語学習の機会を望んでいる。その学習動機や学習目的は様々である。
- 県内では、ボランティアによる日本語教室が数多く開かれている。しかし、その学習の場の確保は必ずしも十分とはいえないのが現状である。また、日本のあらゆる地域が同様の問題を抱える中で、外国籍県民に対する支援活動が進んでいる神奈川県が積極的に日本語学習の場の確保に取り組めば、その支援活動は全国的にも先駆けとなることができる。
- 現在「日本語学習希望者」は、学習の場の情報入手に、インターネット利用か居住地の各市町村の窓口等に相談している。そして、紹介された日本語ボランティア教室の多くは、県内市町村の公共施設等を利用している。しかし、全てのボランティア団体が抱えているのが、恒常的に学習の場を確保するのが難しいという問題である。安定した学習の場所の確保は、学習者の学習意欲、日本語力の向上にもつながる。

- 神奈川県内の各地に広く居住する外国籍県民が、身近な市町村の施設を恒常的に利用できるように、県が地方自治体のトップとしてリーダーシップを発揮し組織化すべきである。

実施イメージ

- 神奈川県は、各市町村の国際課等に働きかけ日本語学習支援協議会(連絡会)を設置し、県内の「日本語ボランティア団体」の実情および日本語ボランティア現場の現状を把握する。公共施設の使用に関する「日本語ボランティア団体」優先使用の原則を率先して作り、さらに、教材の提供や様々な知識とノウハウの共有をはかる。また、全ての県・市町村は施設・設備の使用料に関しても、優遇処置を講じる。

● 大学生の活用と養成講座の開講

提言 8 日本語ボランティア活動の将来に向け、大学生の活用と養成講座の開講

神奈川県内の「日本語教員養成課程」で学ぶ大学生が専門的知識を実践する場として、「日本語ボランティア団体」のシステムを作る。また、各大学に働きかけ、「日本語教員養成課程連絡会(仮称)」を積極的に組織化する。

さらに、勤労市民がボランティアに参加できるよう、夜間および土、日曜日に「日本語ボランティア養成講座」を開講し、多くの日本語指導者を養成する。

〈理由・背景〉

- 現在、外国籍県民の日本語学習の場は、県内約190のボランティア団体にゆだねられている。しかし、どの団体も若い世代の日本語指導者は不足している。また各年齢層にわたる日本語学習者に対し、それに対応できるよう、幅広い年代の日本語指導者が必要とされる。
- 各ボランティア団体の日本語指導者の高齢化と絶対数の不足から、学習効果にも影響が出ている。特に学齢期や若い学習者には、若い日本語指導者が望まれる。日本語学習に終わりはないが、幅広く学習者のニーズにこたえられる日本語指導者が必要とされている。
- 大学生が「日本語ボランティア」の現場を知るとは、今後の神奈川県をにやう若い世代の多文化共生理解にもつながる。
- 現在のボランティア指導者に加え、大学生や勤労者の参加により幅広い対応が可能になり、学習者の学習意欲の向上にもつながる。

じっし

実施イメージ

- 神奈川県国際課、(財) かながわ国際交流財団、国際言語文化アカデミアは神奈川県内の国公立大学「日本語教員養成課程(主専攻・副専攻)」に呼びかけ組織化し、学生の「日本語ボランティア活動」への参加を呼びかける。
- 土・日曜日、夜間など、勤労市民が参加できる充実した「日本語ボランティア教師」の養成講座を、適切な指導者および国際言語文化アカデミア職員が企画・運営し、開講する。

(4) 多文化共生や世界とつながる市民の意識を育てる教育の充実について

外国籍県民や、外国につながる子どもたちも安心して暮らす神奈川にするためには、提言1～8までに述べられた様々なしくみや環境が必要である。それと共に、外国籍県民を取り巻く県民の理解が大切である。160以上の国や地域の人々が暮らす神奈川県において、多様性を認め合い、地球規模の課題にも関心を持ち、積極的にかかわろうとする姿勢を育てることがよりよい社会作りにおいて重要な役割を果たす。よって、「多文化共生や世界とつながる市民の意識を育てる教育」の実践者を育成するとともに、学校現場で広く効果的に実施するための取り組みを提言したい。

● 「国際言語文化アカデミア」への要望

＜提言の趣旨＞

外国籍県民が17万人を超えた神奈川県では、外国籍県民の言語習得、住まい、医療、子どもへの教育、母語などの保持など、多様なニーズが存在する。一方で、外国籍県民が独自の個性や能力を発揮することのできる環境が不十分な現実がある。

神奈川県立外語短期大学が再編されて新たに設立される機関「国際言語文化アカデミア」では、短期大学で蓄積された教育資源を活用し、「多文化共生社会の実現」をねらいとする事業を準備中である。まさに現状に対応した事業であることから、よりねらいに沿った効果的な事業展開をはかるための県民との協働の取り組みを提言したい。

提言9 「国際言語文化アカデミア」を活かした、県民と協働する多文化共生事業

「国際言語文化アカデミア」に、学識者だけでなく、外国籍県民や外国籍県民支援・国際理解／開発教育をおこなっているNGO・NPOなど様々な人で構成される共同検討会を作り、事業計画に反映させる。
講座や研修の講師に外国籍県民、NGO・NPOなどの人材を活用する。

＜理由・背景＞

- 外国籍県民の多様なニーズに対し、限られた一部の機関での対応やボランティアの活用だけでは十分に機能していない現状があり、専門家の育成が急務とされている。
- 「神奈川力構想」の政策展開の基本に据える視点の中には、「外国籍県民などが個性と能力を発揮できるようなくらしやすい環境を整備するなど、多文化共生の地域社会を進めます。また地域からの国際交流・協力を推進します。」と述べてある。しかし、県内にはそれぞれの言語や文化の背景に加え、個性と能力を持ち合わせた外国籍県民が多数存在するにもかかわらず、その能力を十分に活かすことのできる環境が整備されていない。

○ 2011年度に本格的に事業を開始する「国際言語文化アカデミア」では、「多文化共生社会の実現」を目標にかかげ、「外国語にかかわる教員研修事業」、「外国籍県民支援事業」、「生涯学習支援事業」および「研究活動」を計画している。この事業が効果的に実施されれば、県における多文化共生を促進する活力となることが期待される。

○ 事業を効果的に実施するには、当事者である外国籍県民の視点が最も大切である。この視点なくしての計画は偏ったものとなることが必至である。よって当事者が計画立案の段階で参加することが重要なポイントとなる。将来的には外国籍県民がその能力を発揮できる場となることが望ましい。

○ 神奈川県には、住居や医療に関して外国籍県民のサポートを実施している、経験豊かなNPOが存在する。外国籍県民自身もその構成員となっている。その経験を講座や研修の計画・実施の際に活用することが神奈川県の人的資源を有効に活かすことにつながる。

○ 現代の国際社会を考える時、単に外国の社会・文化を学ぶだけでは、充分ではない。世界の貧困、格差、開発、環境、人権、平和など様々な問題は互いにつながっており、日本に住む私たちとも密接に関係していることを知り、その解決に向けて積極的に行動する姿勢を育むことが重要となる。県内のNGO・NPOの経験を有効に活用し、教員研修や、生涯学習の中に多文化共生と併せて、世界とつながる市民の意識を育てる教育の視点を入れることが必要である。

○ 日本語の習得のみに限定せず、外国につながる子どもたちが自らのアイデンティティを確立できるよう、自らの文化や、母語・母国語・継承語を習得・保持する場を担う人材育成も同様に行っていくことが必要とされる。

実施イメージ

- 「国際言語文化アカデミア」の中に、様々な国籍の外国籍県民（オールドカマー、ニューカマー両方を含む）、外国籍県民にかかわる活動をおこなうNGO・NPO、国際協力や開発教育をおこなうNGO・NPOメンバーなどで構成される合同検討委員会を作り、教員と協働して事業を組み立てるしくみを作る。
- 「国際言語文化アカデミア」がおこなう「外国籍県民支援事業」の中の、外国籍児童生徒担当教員向け研修や外国人への窓口対応に関する研修をおこなう際に、上記検討委員会の構成メンバーや、経験のある外国籍県民が講師として参加する機会を作る。または教員とのチームティーチングをおこない、現場の声や現実を参加者に伝えることができるようにする。
- 「生涯学習支援事業」の中の、多文化ソーシャルワーカーなどの養成講座に、外国籍県民支援の活動経験があるNGO・NPOのメンバーを講師として活用する。
- 同事業の教養講座の一環として、県内の国際協力・開発教育をおこなっているNGO・NPOの講座を組み入れる。

● 国際理解教育推進員について

ていげん しゅし
〈提言の趣旨〉

ちいき こくさいか すす なか こ む こくさいり かいきょういく じゅうよう すで
地域の国際化が進んでいる中で、子どもたちに向けた国際理解教育が重要であることは既に
の 述べたとおりであるが、実際の授業では各国の文化紹介にとどまるなど、いま 国際理解教育
の 理念や具体的な手法に関しては確立されておらず、現場では試行錯誤が続いている。

その現状に対して第1期から第5期のNGOかながわ国際協力会議では、「教員の研修」や
「校外の人材の活用」に関することなどの提言を行なっている。国際理解教育推進員（コーディネーター）については第5期で取り上げられているが実現に至っていない。

また、どう分野の過去の提言を分析した結果、国際理解教育を実施促進するために推進員は欠か
せない存在であると同時に、関連する提言を実施させるためにも中心的な役割を担うことからこ
の提言を行ないたい。

ていげん こくさいり かいきょういくすいしんいん はいち
提言10 国際理解教育推進員（コーディネーター）の配置

こくさいり かいきょういく そうだんまどぐち きょういくけんしゅう きょういくいんかいとう げんば
国際理解教育の相談窓口として教育研修センターおよび教育委員会等、現場の
きょういん ちか いち こくさいり かいきょういく そうだんまどぐち こくさいり かいきょういくすいしんいん はいち
教員と近い位置に国際理解教育の相談窓口として国際理解教育推進員を配置する。

りゆう はいけい
〈理由・背景〉

- かながわ けんない こくさいきょうりょく じっせん じっせんしゃ かずおお そんざい
神奈川県内には国際協力を実践しているNGOおよびその実践者は数多く存在する。またす
でに述べているが、たさい ぶんかてきはいけい けいけん も がいこくせきけんみん かずおお
多彩な文化的背景や経験を持った外国籍県民も数多い。しかし、それらの
じょうほう こくさいり かいきょういく げんば むす すく じんざい がっこうきょういく ば
情報と国際理解教育の現場を結ぶシステムは少なく、せつかくの人材が学校教育の場に
活用しきれていない。
- そうごうがくしゅう いぶんかりかい こくさいり かいきょういく かんしん たか たと こくさいきょうりょく
総合学習や異文化理解など国際理解教育への関心が高まっているが、例えば『国際協力』
を授業で扱う場合、実践者からの具体的事例や体験談などを聞くことにより、たん きじょう
の 学習ではなく、より深い理解を得ることができる。そのため、がいぶ こうし よ ひつよう
外部から講師を呼ぶことが必要
であるが、かなら たんとうきょういん じっせんしゃ じゅぎょうないよう あ
必ずしも担当教員が実践者となつながらあるわけでもなく、授業内容に合った
こうし かくほ むずか きょういんむ そうだんまどぐち ひつよう
講師を確保することが難しい。教員向け相談窓口が必要である。
- じみち かつどう こくさいり かいきょういく ねっしん きょういん せんしんてき かつどう しょうかい ば
地道に活動している国際理解教育に熱心な教員たちの先進的な活動を紹介する場がない。
かつどう きろく じっせんじれい じょうほう きょうりゅう た きょういん さんこう
活動を記録し、実践事例として情報を共有するしくみがあれば、他の教員もそれらを参考に
授業に取り入れることができる。

実施イメージ

- ここで言う国際理解教育とは、ただ単に外国の社会や文化の紹介、または英語のコミュニケーション能力を育成するだけのものではなく、以下のような態度を育成する教育内容である。
- ・ 地域や国際社会の多様な価値観や相互の関係を理解し受容する。
- ・ 国際社会への貢献や課題に関心を持ち、理解する。
- ・ 国際社会の問題と地域社会がどのようにつながっているか理解し、共に生きていくという姿勢で問題の解決を目指す。
- 推進員は、次の業務を専門に担当する。
- ・ 国際理解教育の授業に対する相談、年間の授業プログラム作りについての相談。
- ・ 地域内の国際協力実践者、外国籍県民などリソース情報の整備およびそれを活用した講師紹介、学校への外部講師派遣の相談、および国際協力NGO団体、外国籍住民支援団体などと学校との窓口業務。
- ・ 国際理解教育に関する実践事例、資料、情報、教材、書籍の収集および活用方法の相談。
- ・ 教員の研修プログラムの情報提供。
- 推進員は、相談窓口として教員が連絡しやすい場所に、指導主事の立場で、国際理解教育に豊かな実践経験を持つ教員などを配置する。(配置場所として、教員研修センター、教育委員会および教育事務所など)

(5) NGO・NPO活動支援

<提言の趣旨>

NGO・NPOなどの市民団体が「新しい公共」の担い手として、様々な分野のニーズに対応している。しかし、多くの市民団体の人的・財政的基盤は、十分とは言いがたく、多様なニーズへの的確な対応は難しい。よりふさわしい活動の展開、サービスの質の向上のためには、関心のある市民がNPOなどの市民団体の活動を支え・見守るしくみが不可欠である。このために新たな基金創設を提言する。

提言 1 1 市民団体の活動支援のための、寄附による県民ファンドの創設

公共の担い手としてのNGO・NPOなどの市民団体を支援するために、市民参加によるファンドを創設する。

<理由・背景>

- 近年の少子高齢化、家族の少人数化、外国籍県民の増加などにより必要とされる行政サービスは拡大するとともに、より複雑化してきた。地域、分野ごとにその抱える課題は異なり、多様な解決方法が求められる。しかし、行政の一律・公平なサービスだけで多様化したニーズに対応するには限界がある。
- このような中で、自発的・主体的な市民活動が、行政サービスの空白をフォローする形で様々な展開をみせている。県内のNGO・NPOなどの市民団体が、独自にまたは行政との協働という形を取りながら、それぞれの地域、分野に即した支援を精力的に進め、新しい公共の担い手として期待されている。
- しかしながら、県内のNGO・NPOなどの市民団体の多くは、人的・財政的基盤が弱く、よい着想であってもその活動を広げることが困難な状況にある。その一方で、市民活動に関心を持ちながらも、様々な事情から参加が難しい市民も多くいる。そこで、NGO・NPOなどの市民団体が、これらの関心をもつ市民へ働きかけ、活動への支援を呼びかけ賛同を得ることができれば、市民活動の財政基盤が強化されることになる。
- 市民に寄附を呼びかけるには、市民にわかりやすくNGO・NPOなどの市民団体の活動を説明し、丁寧に疑問に答えることが求められる。市民の同意獲得という過程を経て、その活動は検証され、時代に即した公共性を持つことになると考えられる。

○ かながわ県民活動サポートセンターの「県内NPO等の協働・連携に関する調査報告書」(平成22年3月)では、調査対象団体全体の約57%のNPO等が50万円未満の活動予算規模で、全体の約55%が、「活動上困っていること」として活動資金の不足をあげている。

○ 現状では、市民がダイレクトに市民団体に寄附をしても、認定NPOを除くと、税制上の優遇措置は得られない。昨今、認定NPOの基準緩和の動きが報じられているが、ここでも大幅な緩和はない模様で、多くの市民団体がその恩恵に浴することは困難な状況である。

○ かながわボランティア活動推進基金21は、今年で創設から10年目を迎え、この間多くの市民活動を支援・育成し、重要な役割を担ってきた。しかし、この基金には、市民からの寄附を受け付けるしくみがなく、市民が寄附することにより直接に市民活動を支援することはできない。

○ かながわ民際協力基金は、貧困、飢餓、環境破壊などの地球規模の共通課題の解決をめざして、民間レベルの国際協力活動および多文化共生や担い手育成に関する国内事業を促進するため1993年に設立され、NGO・NPOなどの活動への資金助成を実施してきた。市民・企業・団体からの寄附も受け付け、これまでに約1億円(平成22年3月末現在)の寄附実績があり、これは基金の積立額のおよそ16%を占めている。しかし、これらの寄附は基金の積立の一部として扱われ、市民が直接に特定の活動あるいは特定の領域の活動を支援することはできないしくみとなっている。

○ そこで、NGO・NPOなどの市民団体が市民から資金の支援を受け、活動の拡充とサービスの向上を図るためには、新たなしくみを持つ基金の創設が求められる。

じっし 実施イメージ

○ 基金の創設

神奈川県は、県民からNPOなどの市民活動支援を目的とした基金を創設し、市民および団体からの寄附を受け付け、公開の審査会を経て配分を行う。

○ 市民からの寄附

すでに触れたとおり、市民から市民団体へ行われる寄附の多くは、税制上の優遇措置は得られない。そこで、現状の税制度の中での方策を考えると、行政が市民からの寄附を受け付け、これを一定の審査を経たふさわしい市民活動に配分するシステムが好ましい。寄附金は行政への特定寄附金とみなされ、所得税および個人住民税の税額控除の対象となる。

- だんたい とくてい きふ
 団体を特定した寄附
しみんおよ だんたい きふ きふしや いこう そんちよう
 市民及び団体からの寄附は、寄附者の意向を尊重するため、その用途を選べるものとする。
つぎ せんたくし かんが
 次の3つの選択肢が考えられる。
 - ① とくてい だんたい
 特定の団体へのもの
 - ② とくてい かつどうぶんや
 特定の活動分野へのもの
 - ③ しみんかつどういっばん
 市民活動一般へのもの
- いっばん
 一般に、NGO・NPOなどの市民活動団体は、しみん かつどう だんたい 自己の活動への支援を目的に寄附を働きかけることになることから、はたら だんたい とくてい 3つのうち①の団体を特定したものが、最も多い傾向にある。しみん かつどう かんしん たか 市民活動への関心を高めるといふ観点からは、かんてん きふ 寄附のタイプを選べるものが好ましい。
- だんたい とうろく
 団体の登録
けんない かつどう
 県内で活動するNGO・NPOなどの市民団体から申請を受け付け、しみん だんたい しんせい う つ いってい ようけん み 一定の要件を満たす団体を登録する。だんたい とうろく とうろくず だんたい かつどうないよう 登録済み団体とその活動内容をウェブサイトなどで公開する。
- こうかい しんさ
 公開のプレゼンテーション、審査
ききん
 基金からの支援を希望するNPOなどの団体は、だんたい しえん い その支援を活かそうとする事業内容、じぎょうないよう よきん 予算内容を公開の場で説明し、ないよう こうかい ば せつめい しんさ う 審査を受ける。審査員は、しんさいん がくしきけいけんしや がいぶ せんもんか しみん 学識経験者、外部の専門家、市民から構成しこうせい とうめいせい かくほ 透明性を確保する。支援決定後は、しえん けつていご じぎょう しんちよくじょうきょう 事業の進捗状況などの説明会、せつめいかい しゅうりようご ほうこくかい 終了後は報告会にて、こうかい ば しえんじぎょう いずれも公開の場で支援事業のチェックを受ける。

II ていげん いがい きょうぎ じこう 提言以外に協議された事項

- がいこくじんがっこう せいでん かいぜん
外国人学校にかかわる制度の改善について
- かくしゅがっこう にか かながわけんない がいこくじんがっこう こう おな がいこくじんがっこう
各種学校として認可されている神奈川県内の外国人学校は11校である。しかし、同じ外国人学校
であっても、欧米系2校を除く学校は、「特定公益増進法人」の対象として寄附金や「指定寄附
金」としての免税措置が受けられない状況にある。
- ちょうせんがっこう ちゅうかがっこう かんこくがくえん がいこくじんがっこう とくていこうえきぞうしんほうじん たいしやう きふきん
朝鮮学校・中華学校・韓国学園などの外国人学校を「特定公益増進法人」の対象として寄附金の
免税措置が受けられるようにする。
- こうしゃ けんせつひやう きふ てきやう してい きふきん めんぜいそちやう
校舎の建設費用などへの寄附に適用される「指定寄附金」としての免税措置が受けられるよう、
その実現を目指して国に対して要請を行う。
- がいこくじんがっこう かくしゅがっこう にか こうしゃ かくほ
外国人学校の各種学校としての認可と校舎の確保について
- かくしゅがっこう にか う がいこくじんがっこう きやういくじよせい う
各種学校としての認可を受けられない外国人学校は、教育助成を受けることができないため、
くる けいえいじやうきやう
苦しい経営状況にある。
- がいこくじんがっこう と ま じやうきやう きやういく ぼ かくほ ほな あ ぼ かだいかいけつ きやうりよく
外国人学校を取り巻く状況や教育の場の確保などについて話し合う場、課題解決への協力
たいせい ひつやう
体制が必要である。
- かくしゅがっこう にか きじゆん みなお せいでん かいせい もと
各種学校認可基準の見直し、制度の改正が求められている。

ねん がつ かいぎ じてん がいこくじんがっこう かん ていげん こくさいきやうりよく
2010年2月のオープン会議の時点では、外国人学校に関する提言は、NGOかながわ国際協力
かいぎ がいこくせきけんみん かいぎ りやうほう だ きやうどうていげん してん
会議と外国籍県民かながわ会議の両方から出されていた。共同提言とするか、それぞれの視点を
い べつべつ ていげん おこな りやうかいぎ ぎろん こくさいきやうりよくかいぎ がいこくじんがっこう
入れ別々に提言を行うかが両会議で議論された。NGOかながわ国際協力会議では、外国人学校
かん がいこくせきけんみん かいぎ ていげん けつろん たつ ほな あ
に関しては、外国籍県民かながわ会議からの提言とすることがよいという結論に達し、話し合いを
へ がいこくせきけんみん かいぎ ていげん ほんえい かたち と
経て外国籍県民かながわ会議の提言に反映させる形を取った。

Ⅲ かいぎ かつどうじょうきょう 会議・活動状況

ほんかいぎ かい よびかいぎ かい
(本会議12回、予備会議4回、その他4回)

かい 回	かいさいび ばしょ 開催日・場所	きょうぎ ないよう 協議内容
1	2008. 11. 24(月) 11:00～12:45 ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> かいぎ もくてき うんえいほうほうとう せつめい ・ 会議の目的や運営方法等について説明 こんご かいぎについで ・ 今後の会議日程について いんちようおよ ふくいんちよう せんしゆつ ・ 委員長及び副委員長の選出について ※ かいぎ さきだ いんいしよくしき じつし ※ 会議に先立ち、委員委嘱式を実施
2	2009. 1. 12(月) 10:00～12:40 ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> こんご かいぎ すす かつた ・ 今後の会議の進め方について だい き ていげん たい せさくかじょうきょうとう せつめい ・ 第1～4期の提言に対する施策化状況等について説明 こんご きょうぎ ・ 今後の協議テーマについて
3	2009. 3. 23(月) 18:30～20:45 けんみん かながわ県民センター	がくしゅうかい <学習会1> <ul style="list-style-type: none"> かくいん しょぞく かつどうないよう きょうぎ ・ 各委員の所属NGOの活動内容と協議したいテーマについて (国際協力系)
4	2009. 5. 31(日) 10:00～12:50 けんみん かながわ県民センター	がくしゅうかい <学習会2> <ul style="list-style-type: none"> かくいん しょぞく かつどうないよう きょうぎ ・ 各委員の所属NGOの活動内容と協議したいテーマについて (外国籍県民支援系) だい きおよ だい きいんちよう ていげん うえ ・ 第3期及び第5期委員長から、提言をまとめる上でのアドバイス
き 聞き と 取り ちょうさ 調査	2009. 7. 12(日) 14:00～16:00 ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> かいほうきょういく ・ 「開発教育」について かながわけん こくさいこうりゅうざいだん かいほうきょういくかんれん と く 神奈川県とかながわ国際交流財団の開発教育関連の取り組みに ついて
5	2009. 7. 16(木) 18:30～20:45 けんみん かながわ県民センター	がくしゅうかい <学習会3> <ul style="list-style-type: none"> だい きいんちよう ていげん うえ ・ 第1期委員長から、提言をまとめる上でのアドバイス だい き だい きていげん せいり かくにん ・ 第1期～第5期提言の整理・確認 かくいん だい き だい きていげん ぶんせき ないよう ほうこく ・ 各委員が第1期～第5期提言を分析した内容を報告
6	2009. 9. 10(木) 18:30～20:45 けんみん かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ていげんこうもく せいり ・ 提言項目の整理
7	2009. 11. 13(金) 18:15～20:45 けんみん かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ていげんこうもく せいり ・ 提言項目の整理 かいぎ かいぎ べいせい ねん がつ にち にち がいこくせきけんみん ・ オープン会議を2010(平成22)年2月14日(日)に外国籍県民かながわ かいぎ ごとく かいさい けつてい 会議と合同で開催することを決定

かい 回	かいさいび ばしよ 開催日・場所	きよう ぎ ない よう 協 議 内 容
き 聞き と 取り ちょうさ 調査	2009. 11. 30(月) 16:00～17:00 かながわけんちようしやない 神奈川県庁 舎内	<ul style="list-style-type: none"> けんりつがいごたんきだいがく さいへん 県立外語短期大学の再編について
けんがく 見学	2009. 12. 7(月) 10:00～12:00 ブラジル人学校	<ul style="list-style-type: none"> ブラジル人学校 (エスコラ アクアレラ ブラジル (厚木市)) について
8	2010. 1. 9(土) 10:00～12:00 12:00～13:30 ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ていげんそあん けんとう 提言素案の検討 ○ がいこくせきけんみん かいぎ ごうどうかいぎ いけんこうかんかい かいさい 外国籍県民かながわ会議との合同会議 (意見交換会) を開催 それぞれのかいぎ ていげんあん がいよう せつめい いけんこうかん じつし それぞれの会議の提言案について、概要を説明、意見交換を実施
よび 予備 ①	2010. 1. 28(木) 18:30～20:45 かながわけん かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ていげんそあん さくせい 提言素案の作成 オープンかいぎ やくわりぶんたんとう オープン会議の役割分担等について
9	2010. 2. 14(日) 13:00～15:30 ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ● オープンかいぎ かいさい オープン会議を開催 いいん きようぎ ないよう ていげん そあん せつめい 委員がこれまで協議してきた内容を提言素案として説明、NGOや けんみん かたがた いけん ちょうしゆ 県民の方々から意見を聴取
よび 予備 ②	2010. 2. 25(木) 18:30～20:45 かながわけん かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> オープンかいぎ だ いけん けんとう オープン会議で出された意見の検討
10	2010. 4. 17(土) 9:45～12:00 ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ていげんないよう きようぎ 提言内容について協議
よび 予備 ③	2010. 6. 8(火) 18:30～21:00 よこはましかいこうきねんかいかん 横浜市開港記念会館	<ul style="list-style-type: none"> ていげんないよう きようぎ 提言内容について協議
けんがく 見学	2010. 6. 29(火) 18:00～19:30 ていじせいこうとうがっこう 定時制高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ていじせいこうとうがっこう かながわけんりつよこはますいらんこうとうがっこう がいこくじんせいと 定時制高等学校 (神奈川県立横浜翠嵐高等学校) の外国人生徒の う 受け入れなどについて
11	2010. 7. 6(火) 18:30～20:45 かながわけん かながわ県民センター	<ul style="list-style-type: none"> さいしゅうほうこくあん きようぎ 最終報告案について協議

かい 回	かいさいび ばしよ 開催日・場所	きょうぎ ないよう 協議内容
よび 予備 ④	2010. 8. 19 ^{もく} (木) 18:30～20:45 かながわ ^{けんみん} 県民センター	<ul style="list-style-type: none"> さいしゅうほうこくあん^{きょうぎ} ・ 最終報告案について協議
1 2	2010. 9. 16 ^{もく} (木) 18:30～20:45 かながわ ^{けんみん} 県民センター	<ul style="list-style-type: none"> さいしゅうほうこく ・ 最終報告についてとりまとめ

IV さんこうしりょう
参考資料

1 けんないがいこくじんとうろくしゃすう すい
1 県内外国人登録者数の推移

外国人登録者市（区）町村別主要国籍（出身地）別人員調査表（2009（平成21）年12月31日現在）

	国籍（出身地）数														
	全国籍 合計	中国	韓国・ 朝鮮	フィリピン	ブラジル	ペルー	インドネシア	米国	タイ	インド	英国	インドネシア	カボネシア	ラオス	その他 150カ国
県合計	175,014	55,691	34,331	19,081	12,780	8,341	5,767	5,436	4,343	3,426	1,818	1,633	1,561	1,359	19,447
横浜市	79,250	33,053	15,924	7,121	3,556	1,658	1,855	2,589	1,528	1,370	962	692	354	97	8,491
鶴見区	9,550	2,928	1,897	995	1,519	518	100	123	133	236	41	72	3	1	984
神奈川区	4,873	2,250	1,183	385	84	38	36	153	69	75	48	49	14	3	486
西区	3,390	1,750	690	192	24	44	8	108	65	40	63	16	1	0	389
中区	16,279	8,850	2,800	941	149	44	26	814	291	305	395	45	23	2	1,594
南区	7,630	3,424	1,937	1,068	21	64	39	101	256	86	41	64	6	1	522
港南区	2,262	856	589	258	70	19	56	71	61	23	21	23	1	1	213
保土ヶ谷区	4,211	2,216	788	359	36	3	71	82	55	150	27	55	8	9	352
旭区	2,246	856	518	273	25	38	69	61	62	5	25	16	65	5	228
磯子区	3,716	1,592	718	325	414	158	14	99	61	43	26	25	3	2	236
金沢区	2,663	686	490	241	224	429	99	95	70	21	18	44	1	0	245
港北区	5,304	1,600	1,246	499	172	44	99	271	110	85	91	78	1	3	1,005
緑区	2,537	984	401	353	231	51	33	56	46	58	13	41	4	6	260
青葉区	3,631	1,229	925	197	51	35	12	227	69	51	72	52	1	2	708
都筑区	2,696	529	558	335	223	27	57	99	40	73	29	25	2	7	692
戸塚区	3,271	1,464	544	292	211	65	120	113	52	98	21	47	8	6	230
栄区	1,004	340	253	110	26	10	71	52	25	6	14	3	2	1	91
泉区	2,571	1,021	181	143	43	33	762	38	27	11	8	10	134	36	124
瀬谷区	1,416	478	206	155	33	38	183	26	36	4	9	27	77	12	132
川崎市	32,587	10,306	9,349	3,911	1,311	610	581	814	606	1,238	318	313	35	14	3,181
横須賀市	5,011	778	1,024	1,293	362	391	106	437	108	10	29	59	10	1	403
平塚市	4,697	670	473	685	1,105	231	179	66	124	22	13	49	247	190	643
鎌倉市	1,257	247	350	87	17	8	12	167	38	13	59	15	0	2	242
藤沢市	6,105	1,018	913	443	885	794	322	208	193	44	100	79	51	28	1,027
小田原市	1,904	509	393	428	230	46	28	34	43	6	18	24	1	2	142
茅ヶ崎市	1,548	363	345	239	105	33	21	87	39	17	54	24	8	2	211
逗子市	438	58	135	46	5	3	0	72	11	11	19	3	1	0	74
相模原市	11,174	3,467	2,077	1,702	483	319	248	301	384	164	87	117	302	138	1,385
三浦市	268	66	54	49	9	0	0	21	3	0	3	32	1	0	30
秦野市	3,587	691	223	146	757	463	333	41	92	16	17	22	93	160	533
厚木市	6,020	1,125	611	538	666	974	659	83	182	165	18	22	97	212	668
大和市	6,383	1,128	1,019	848	410	1,084	493	127	203	80	17	36	171	116	651
伊勢原市	1,577	429	125	178	211	91	224	25	32	31	8	6	18	7	192
海老名市	2,160	386	296	209	207	142	136	49	130	157	35	14	12	56	331
座間市	2,503	496	383	399	209	147	80	123	87	28	13	23	16	26	473
南足柄市	332	98	47	32	85	3	4	4	7	0	3	0	1	0	48
綾瀬市	3,217	268	198	240	935	263	340	46	320	21	2	26	70	269	219
葉山町	251	26	46	22	1	2	0	66	10	0	28	3	0	1	46
寒川町	716	83	62	77	143	69	83	7	35	5	2	38	1	1	110
大磯町	143	27	27	32	1	0	0	18	10	0	3	1	1	2	21
二宮町	179	25	21	24	34	17	0	16	3	6	2	0	4	0	27
中井町	113	6	10	8	44	35	0	1	1	0	0	0	0	0	8
大井町	58	26	8	8	10	1	0	1	2	0	0	1	0	0	1
松田町	62	10	13	14	9	1	0	1	1	0	0	1	0	1	11
山北町	70	28	7	13	2	0	10	2	7	0	1	0	0	0	0
開成町	142	38	14	25	43	13	0	2	2	0	1	1	0	0	3
箱根町	190	36	35	24	43	4	2	7	1	7	3	9	0	1	18
真鶴町	75	37	11	12	5	0	0	4	0	0	0	1	0	0	5
湯河原町	327	34	98	72	8	73	2	6	5	3	2	2	1	0	21
愛川町	2,649	157	39	152	876	866	49	10	136	12	1	20	66	33	232
清川村	21	2	1	4	13	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0

神奈川県県民部国際課調べ

がいこくじんとうろくしゃすう すいい まいとし がつ にちげんざい
 ○外国人登録者数の推移（毎年12月31日現在）

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
けんごうけい （人）	47,279	77,351	104,882	123,179	157,947	160,600	167,601	174,352	175,014
しすう 指数	100.0	163.6	221.8	260.5	334.1	339.7	354.5	368.8	370.2
ぞうげん 増減（人）	5,615	30,072	27,531	18,297	5,674	2,653	7,001	6,751	662
ぞうげんりつ 増減率（%）	13.5	63.6	35.6	17.4	3.7	1.7	4.4	4.0	0.4

注1： 指数は、1985年の外国人登録者数を100とした場合の値

注2： 増減数及び増減率は、1985～2000年は5年前との比較、2005年以降は前年との比較による値

かながわけんこくさいかしら
 神奈川県国際課調べ

がいこくじんとうろくしゃ こくせき しゅつしんち すう すいい まいとし がつ にちげんざい
 ○外国人登録者の国籍（出身地）数の推移（毎年12月31日現在）

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
けんごうけい （国）	100	119	153	154	166	165	166	161	163
ぞうげん 増減 （国）	3	19	34	1	4	-1	1	-5	2

注： 増減数は、1985～2000年は5年前との比較、2005年以降は前年との比較による値

かながわけんこくさいかしら
 神奈川県国際課調べ

○外国人登録者数の上位5国籍（出身地）の推移（毎年12月31日現在）

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
1位 (人) (%)	韓国・朝鮮 30,337 64.2	韓国・朝鮮 33,443 43.2	韓国・朝鮮 32,960 31.4	韓国・朝鮮 33,453 27.2	中国 40,711 25.8	中国 43,355 27.0	中国 47,697 28.5	中国 52,430 30.1	中国 55,691 31.8
2位 (人) (%)	中国 7,230 15.3	中国 13,806 17.8	中国 20,175 19.2	中国 27,389 22.2	韓国・朝鮮 34,205 21.7	韓国・朝鮮 34,317 21.4	韓国・朝鮮 34,742 20.7	韓国・朝鮮 34,990 20.1	韓国・朝鮮 34,331 19.6
3位 (人) (%)	米国 2,943 6.2	ブラジル 8,143 10.5	ブラジル 14,471 13.8	ブラジル 12,565 10.2	フィリピン 17,643 11.2	フィリピン 18,247 11.4	フィリピン 18,802 11.2	フィリピン 19,191 11.0	フィリピン 19,081 10.9
4位 (人) (%)	フィリピン 968 2.0	フィリピン 4,040 5.2	フィリピン 7,648 7.3	フィリピン 12,040 9.8	ブラジル 14,630 9.3	ブラジル 13,743 8.6	ブラジル 13,756 8.2	ブラジル 13,925 8.0	ブラジル 12,780 7.3
5位 (人) (%)	英国 710 1.5	米国 4,035 5.2	ペルー 6,110 5.8	ペルー 6,920 5.6	ペルー 8,842 5.6	ペルー 8,661 5.4	ペルー 8,783 5.2	ペルー 8,741 5.0	ペルー 8,341 4.8

注： 数値の上段は、国籍（出身地）別の外国人登録者数。

下段は、外国人登録者数全体に占める構成比。

神奈川県国際課調べ

2 NGOかながわ国際協力会議設置要綱

設置目的

第1条 NGOの県政参加を推進し、県とNGOとの連携の強化を図るとともに、県内NGO間の連携の強化を進めることを目的として、NGOかながわ国際協力会議（以下「NGO会議」という。）を設置する。

所掌事務

第2条 NGO会議は、NGOとしての立場から、次に掲げる事項について協議を行い、知事に提言を行うものとする。

- (1) 県の国際政策に関すること。
- (2) 県とNGOとの連携に関すること。
- (3) 県内NGO間の連携に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

構成等

第3条 NGO会議は、次のいずれにも該当する団体に所属する者で、所属団体の推薦を受けた者の中から、知事が委嘱する委員10人以内で構成する。

- (1) 県の国際政策に関する分野である地域の国際化、国際交流、国際協力又は平和のいずれかの分野で、非営利の公益活動を主な活動としている団体。
 - (2) 県内に事務所のある団体、県内で活動する団体、又は会員の多数が県民である団体。
- 2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、1期に限り再任されることができる。
 - 4 委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

委員長及び副委員長

第4条 NGO会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、NGO会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

運営等

第5条 NGO会議は、委員長が招集する。

- 2 NGO会議は、委員の自主的な運営により、行われるものとする。
- 3 NGO会議は、原則として公開とする。ただし、NGO会議の決定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 委員長は、2年間の任期中の協議をまとめて、知事に報告及び提言を行う。

いいん せきむ
(委員の責務)

だい じょう ち じ だい じょうだい こう きてい ほうこくおよ ていげん う こうひょう
第6条 委員は、第1条に定める設置目的のために職務を遂行し、自らが属している団体の
りえき ついきゅう
利益のみを追求するものではない。

いいん しょくむじょうし え ひみつ も しょく しりぞ あと どうよう
2 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

すいしんたいせい
(推進体制)

だい じょう ち じ だい じょうだい こう きてい ほうこくおよ ていげん う こうひょう
第7条 知事は、第5条第4項の規定による報告及び提言を受けたときは、これを公表する。

ち じおよ た しつこうきかん かいぎ うんえい かん きょうりよく つと
2 知事及びその他の執行機関は、NGO会議の運営に関し協力するよう努めるとともに、N
かいぎ ほうこくおよ ていげん かぎ そんちょう
GO会議の報告及び提言をできる限り尊重する。

かいぎ かいぎ きょうぎ ひつよう みと かんけいしゃ しりょう ていしゅつ もと また
3 NGO会議は、その協議のために必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は
かんけいしゃ しゅつせき もと せつめい も いけん き ち じおよ た しつこうきかん
関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。知事及びその他の執行機関
かのう かぎ かいぎ ようせい たいおう
は可能な限り、NGO会議の要請に対応するものとする。

ち じおよ た しつこうきかん かいぎ うんえいなら ほうこくおよ ていげん しさくか
4 知事及びその他の執行機関は、NGO会議の運営並びにその報告及び提言の施策化について、
しちようそん きょうりよく もと れんけい つと
市町村に協力を求め、その連携に努めるものとする。

しょむ
(庶務)

だい じょう かいぎ しょむ けんみんきょく ぶん かこくさいか しょり
第8条 NGO会議の庶務は、県民局くらし文化部国際課において処理する。

ほそく
(補則)

だい じょう ようこう さだ かいぎ うんえい ひつよう じこう べつ さだ
第9条 この要綱に定めるもののほか、NGO会議の運営について必要な事項は別に定める。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねんしがつついたち しこう
この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつついたち しこう
この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつついたち しこう
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

3 NGOかながわ国際協力会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、NGOかながわ国際協力会議設置要綱第9条の規定に基づき、NGOかながわ国際協力会議（以下「NGO会議」という。）の運営について必要な事項を定める。

(開催等)

第2条 NGO会議の開催回数は、1年に8回程度とする。

2 NGO会議の開会、閉会、休憩等は、委員長が宣言する。

3 委員の代理出席は、原則として認めない。ただし、NGO会議の決定により、やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

(傍聴)

第3条 NGO会議の傍聴に関する事項は「NGOかながわ国際協力会議傍聴要領」において定める。

(部会)

第4条 NGO会議には、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長がNGO会議に諮って設置する。

3 部会長は、当該部会に属する委員の互選により定め、その部会の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を委員長に報告する。

(県内NGO等との連携)

第5条 NGO会議の運営にあたっては、協議内容等について、積極的に県内NGOに周知するとともに、必要に応じて県内NGOとの意見交換及び意見集約を行うフォーラムやシンポジウムを開催して幅広い意見の集約に努める。

2 NGO会議の運営にあたっては、別に定める外国籍県民かながわ会議、かながわ国際政策推進懇話会等との協力・連携を図る。

3 NGO会議の庶務については、財団法人かながわ国際交流財団と協力して行う。

(解嘱の申出)

第6条 委員長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、知事に委員の解嘱を申し出ることができる。

(1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。

(2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(3) 委員の所属している団体が、NGOかながわ国際協力会議設置要綱第3条第1項の要件に該当しなくなったとき又は委員が所属団体の構成員でなくなったとき。

(4) 職務上の義務違反があるとき。

(補充の申出)

第7条 委員に欠員が生じた場合、委員長はNGO会議に諮って、その補充を知事に申し出ること

とができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長がNGO会議に諮って定める。

附則

- 1 この要領は、平成10年11月21日から施行する。
- 2 平成10年度のNGO会議の開催については、第2条第1項中「4回程度」とあるのは、「2回程度」とする。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年12月23日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

4 NGOかながわ国際協力会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、NGOかながわ国際協力会議（以下「NGO会議」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般の定員は、10人以内とする。

2 NGO会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は先着順により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第7条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めのない事項は、委員長がNGO会議に諮って定める。

附 則

この要領は、2006年12月23日から施行する。

V いいんめいぼ
委員名簿

分野	氏名	所属団体名	団体所在地
地域の国際化	小島 素子	特定非営利活動法人 多言語社会リソースかながわ (M I Cかながわ)	横浜市
	○ 酒井 達男	特定非営利活動法人 かながわ難民定住援助協会	大和市
	高橋 伸子	カベラ日本語の会	平塚市
	樋口 万喜子	特定非営利活動法人 中学・高校生の日本語支援を考える会	横浜市
	斐 安	特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター	横浜市
国際交流・国際協力	高野 忠裕	青年海外協力隊神奈川県OB会	横浜市
	南雲 一郎	特定非営利活動法人 すまいとまちづくり研究会	厚木市
	◎ 丸谷 士都子	特定非営利活動法人 地球の木	横浜市

◎・・・委員長、○・・・副委員長

こくさいきょうりょくかいぎ だい き さいしゅうほうこく
NGOかながわ国際協力会議(第6期)最終報告

りかい きょうかん もと たぶんかきょうせいしゃかい じつげん
「理解と共感に基づくいきいきとした多文化共生社会の実現へ」

へいせい ねん がつ
2010(平成22)年10月

こくさいきょうりょくかいぎじむきょく かながわけんけんみんきょく ぶんかぶこくさいか
NGOかながわ国際協力会議事務局:神奈川県県民局 暮らし文化部国際課

かながわけんよこはましなかくにほんおどおり
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

でんわ
電話 045 (210) 3748

FAX 045 (212) 2753

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/index.htm>